

2) 我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図っている大規模公園をモデルとした調査

本項では、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図っている国営飛鳥歴史公園、国営吉野ヶ里歴史公園及び国営沖縄記念公園首里城地区の3つの国営公園をモデルとして、核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全、活用手法を検討するとともに、周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策を検討している。

また、文化的資産の保存及び活用を図っている都市公園事例及び実態調査結果を取りまとめている。

① 国営公園をモデルとした文化的資産の保存及び活用手法等の検討

国指定文化財（史跡）を有する国営公園をモデルに、核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保存及び活用手法等について、以下の通り検討した。

ア) 国営飛鳥歴史公園

a. 公園の概要

i. 経緯

- 国営飛鳥歴史公園は、わが国古代の政治と文化の中心として栄えた飛鳥において、その豊かな自然と歴史的資産が織りなす歴史的風土の保全・活用を図る施策の一環として、昭和46年度から整備を進めている。
- 昭和45年12月の閣議決定により、祝戸・石舞台・甘樫丘の3地区を整備することが決定し、昭和49年7月には祝戸地区が最初に開園した。その後、昭和51年9月に石舞台地区が、昭和55年4月には甘樫丘地区の一部がそれぞれ開園した。また、昭和55年10月の閣議決定により高松塚周辺地区が追加され、以上の4地区は平成6年4月に全面概成開園した。
- その後、平成13年3月の閣議決定により、キトラ古墳周辺地区を整備することが決定し、現在基本計画が策定されている。

ii. 位置

- 本公園は奈良盆地の東南部、大阪市から約40km、奈良市から約25kmの高市郡明日香村に位置している。周辺には、畝傍山、耳成山、香久山の和和三山が連なり、万葉集にも多く詠われた地である。
- また、本公園へのアクセスは、国道169号、南阪奈道路、鉄道、バスと充実しており、大阪をはじめとした近畿各県からの日帰り利用が十分可能となっている。

b. 核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全・活用手法

i. 文化財の保存・活用

- 史跡、文化財包蔵地等を取り巻くように設置されており、文化財そのものの保存だけでなく、土地の永続的な担保による歴史的風土の保存、文化財の周辺の緑地の現況保全および周辺環境の環境変化の防止等による周辺の環境形成への寄与、公園の

維持管理活動の一環としての緑地の再生や維持などにより、地域を代表する文化財及び歴史的風土を保存している。

- 飛鳥で数少ない実物の文化財を展示している。

ii. 今後の展開

- 今後、本公園には、①文化財と周辺環境を一体的に保存し明日香の歴史的風土を守ること、②積極的に文化財を公開・活用し飛鳥の歴史学習の場を創出すること、地域住民と公園利用者が歴史的風土の保全・活用に積極的に関与できる場を提供し飛鳥の地域づくりを推進することの3つの役割があると言える。

【文化財と歴史的風土の一体的保存】

- 公園が率先して飛鳥の景観の維持・形成や、公園と一体となった文化財の保存・管理に取り組むことで、公園区域にとらわれない飛鳥全体の歴史的風土の保存に寄与する。
- 埋蔵文化財・遺構等の「見えない」歴史的資産を、公園として公有地化することで、開発等による破壊を防ぐとともに、多様な手法の展示・解説により来訪者にその価値を伝える。

【文化財を活用した学習の場の創出】

- 多種多様な人が集まる公共の空間である公園の特性を生かし、より多くの人に飛鳥の歴史的資産を公開し、飛鳥の歴史文化について学ぶ場を創出する。
- キトラ古墳周辺地区での体験学習など屋外空間を活用した学習の場を提供し、明日香村内の学習施設と連携を図り、機能を相互に補完しながら、飛鳥全体で充実した歴史学習が展開できるようにする。

【歴史的風土を守り育てる地域づくりの推進】

- 地域住民と来訪者が交流しながら飛鳥の歴史的風土の保存・活用へ積極的に関われる場を創出し、飛鳥の歴史文化を全国に発信するとともに、地域住民が飛鳥への誇りを持ち生き生きと暮らせるような環境をつくる。
- 国営公園が飛鳥を訪れる来訪者の受け皿となり、情報案内やアメニティの提供などの各種サービスを提供し、飛鳥の歴史観光の発展と地域の活性化に資するための基盤整備を推進する。また、分散する公園、文化財等をネットワーク化させるため、飛鳥周遊歩道のルート見直し、新設、機能強化を図るとともに、多様な来訪者が目的、時間、体力等にあわせ、さらに季節、天候等に左右されず飛鳥周遊が可能となるような公共交通ネットワークの強化や新たな移動手段の導入を検討する。

iii. 「バーチャル川原寺プロジェクト」に見るCG技術の歴史学習への活用の可能性

- 平成17年11月4・5・6日の3日間、国指定史跡である川原寺において、東京大学情報学環池内研究室の協力のもと、複合現実感(Mixed Reality)技術を用いて川原寺復元CGモデルを現地で合成表示する実験「バーチャル川原寺プロジェクト」を実施された。

- このプロジェクトの効果から、CG技術の歴史学習への活用の可能性について、表-5の通り整理した。

表-5 「バーチャル川原寺プロジェクト」概要

日 時	平成 17 年 11 月 4, 5, 6 日 10:00~15:00
場 所	国指定史跡川原寺跡（高市郡明日香村川原）
参加費	無料
内 容	複合現実感(Mixed Reality)技術を用いて川原寺復元 CG モデルを現地で合成表示する。 複合現実感における仮想物体の陰影表現の効果を確認し、実験結果を取得する。
方 法	敷地内にテントを設営し、HMD(ヘッドマウントディスプレイ)や PC などの機材を配置する。 一般の方に HMD を通して敷地上に再現した川原寺をご覧いただく。また、合成画像の取得や表示速度の計測を行う。
CG モデル	奈良文化財研究所からご提供いただいた川原寺 1/100 模型(飛鳥資料館に展示)の図面をもとに作成したもの。

【展示技術の検討】

- 遺跡の復元に MR 技術を導入するにあたって、将来的には明日香村を訪れた観光客が、任意の場所で復元 CG を見たり、必要な情報を得られたりするような、統一的なシステムの構築が必要である。特に現在、明日香村で活用されているレンタルサイクルや、電動カートなどの車両と MR ディスプレイを組み合わせることによって、展示・移動を兼ねた乗り物の実現が期待される。

【実験箇所の検討】

- 川原寺での展示
 - CG の質感を向上させる。特に実画像との色合いの調整を行う。
 - 古代の人物を登場させる。
 - 視点の変更を可能にする。伽藍全体が見渡せるようにする。
 - 仮想物体と実画像の位置合わせ精度の向上。
 - また川原寺の CG モデルについては北面の講堂、僧坊等すべての建物を復元し、展示中はおのおののモデルの透明度を調整するなどして、伽藍の全体が見渡せるようにする。
- 甘樫丘での展示
 - 国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区、豊浦または川原展望台での展示を検討する。新たに追加するハードウェアについては、望遠鏡型のディスプレイが望ましいと考えられる。
 - ユーザが望遠鏡を介して展望台南側、明日香村方面をのぞき込むと、古代飛鳥京の復元 CG が現在の村の上に合成されるような展示が可能となる。復元資料

が手に入れば、593年の豊浦宮から694年の藤原宮に至る宮殿の変遷を見せることも可能となり、甘檜丘では川原寺の場合と異なり遠方の都市景観を合成表示する試みとなる。このために、HMDの解像度やCGの精度がコンテンツの表示にどの程度影響するかを測定し、改良する必要がある。

c. 周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策

i. 文化財保存活用を目指した国営公園区域拡大の検討

- これまで、国営飛鳥歴史公園は既存の4地区により、文化財や歴史的風土の保存とともに、来訪者へのアメニティの提供を主とした役割を果たしてきた。しかし近年、明日香村の文化財保存・活用のあり方の変化とともに、国営公園のあり方にも変化が求められている。
- 一方、明日香村中心部に位置する飛鳥京苑池遺構、酒舟石遺跡、板葺宮跡、水落・石神遺跡の発掘調査の進展により、飛鳥京核心部の全貌が明らかになりつつある。これらの遺跡は、用地の一体的・面的広がり確保と維持管理、来訪者の利便性の確保等を考慮すると都市公園による保全整備手法が最も適していると考えられ、飛鳥京核心部等を新たな公園区域として拡大する可能性が検討されてきた。
- 本調査においては、こうした状況に鑑み、国営飛鳥歴史公園のこれまでの役割や、新たに整備されるキトラ古墳周辺地区の機能、明日香村の文化財の保存・活用等における課題から、新たな公園のあり方を整理した上で、飛鳥京核心部の保存方策を検討し、公園化拡大の可能性について検討する。

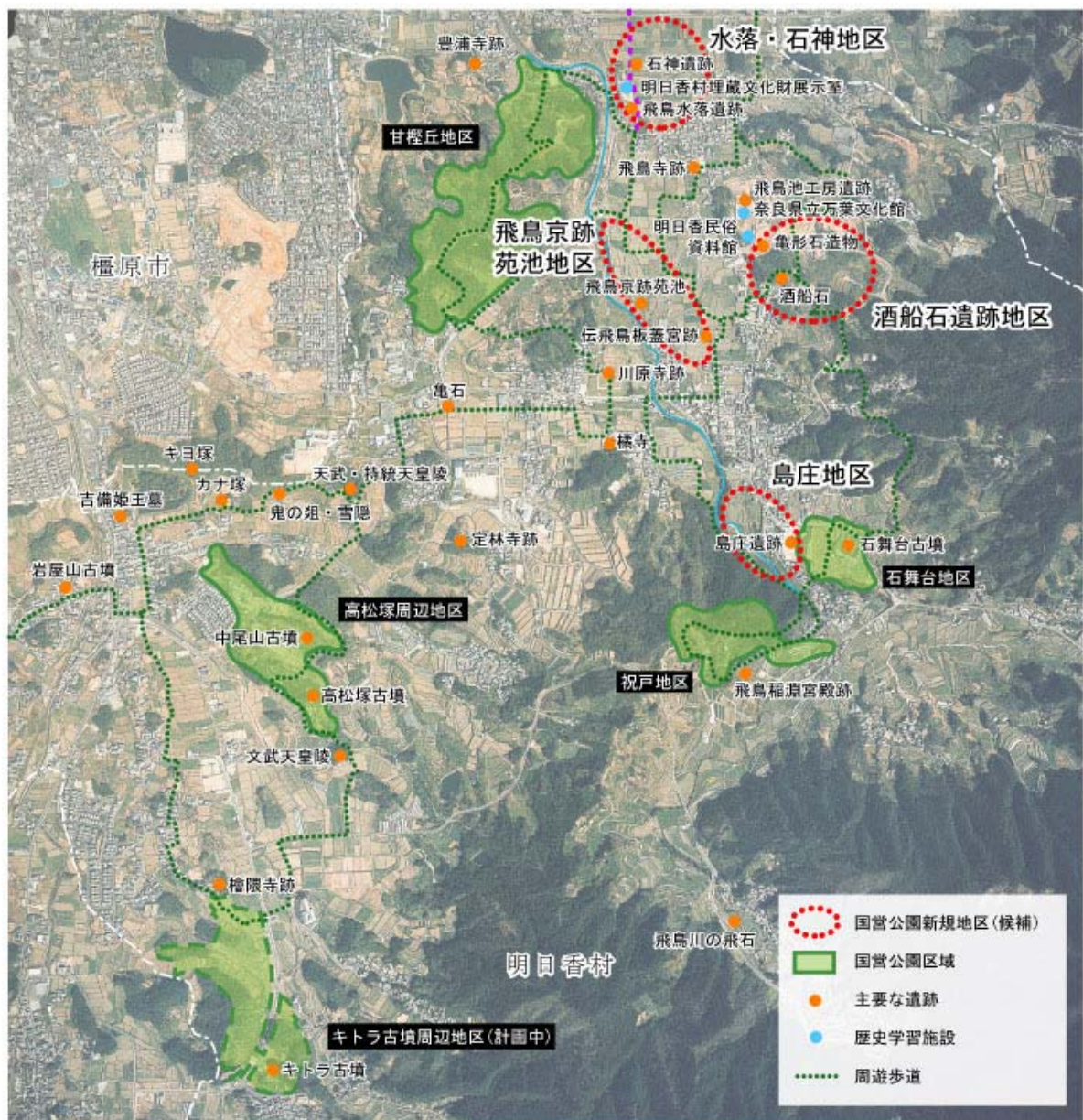
ii. 拡大検討区域の概要

- 過年度の検討により、飛鳥京の核心部を構成する遺跡のうち、表-6の四つの地区が国営飛鳥歴史公園として整備により、遺跡の保存・活用を図ることが望ましい検討地区として設定された。

表-6 設定された拡大検討地区

A. 水落・石神地区	○飛鳥水落遺跡、石神遺跡を中心として飛鳥・豊浦集落が隣接する。国道169号と接続する県道樞原神宮前東口停車場飛鳥線に接道し、飛鳥観光の北、東、西からのエントランスとなる箇所に位置する。飛鳥周遊の起点として駐車場を配置し、周辺に点在する研究施設や展示施設とリンクした情報案内、さらには甘檜丘地区との連携を図ることができる地区である。
B. 飛鳥京跡苑池地区	○飛鳥京跡苑池遺構を中心として、水田を中心としたのどかな景観が広がるエリアで、祝戸地区や甘檜丘の展望所など飛鳥の各視点場からの視対象となる場所である。 ○飛鳥地域の中心的位置にあることから、隣接する飛鳥川を含めた景観保全が重要視されるとともに、休憩のための便益機能や情報案内機能の提供が効果的に図ることができる地区である。
C. 酒船石遺跡地区	○酒船石遺跡、飛鳥池工房遺跡、亀形石造物遺構など多くの遺跡が周囲に点在し、小原の高台から棚田を通して真神が原を望む眺望点を含む場所で、

	<p>東に主要地方道桜井明日香吉野線が位置し、広域からのアクセス性も高くなっている。</p> <p>○また、にぎわい通りの北端にあたり、県立万葉文化館、明日香民族資料館の展示学習施設とそれに付随する飲食物販施設、さらには地元の商業施設や宿泊施設が立地し、飛鳥のなかでも周遊客へのサービスの提供密度が高い地区となっている。</p>
D. 島庄地区	<p>○島庄遺跡を中心として、飛鳥の街並み景観を色濃く残す集落を含み、石舞台地区に隣接し、村内でも有数の高い集客性をもつ観光拠点となっている場所である。</p> <p>○また、県道多武峰見瀬線の付替え工事が検討されており、遺跡の保存対策とともに石舞台地区の施設配置の変更や駐車場等のサービス施設の再整理など、周辺住宅地との関係に配慮した検討が求められている地区である。</p>



図一 1 0 検討地区広域位置図（国営飛鳥歴史公園）

イ) 国営吉野ヶ里歴史公園

a. 公園の概要

i. 経緯

- 国営吉野ヶ里歴史公園は、我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存と活用を図るため平成4年10月の閣議決定を受け設置された計画面積約54ha、全国5番目のロ号国営公園である。
- 吉野ヶ里遺跡は、昭和61年からの工業団地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果などから、我が国でも最大規模の環濠集落であることが確認され、平成3年5月国の特別史跡に指定されている。
- 平成4年に事業着手し、平成5年3月に都市計画決定、同5月に基本計画を策定し、平成13年4月第1期として16haを開園している。その後、追加供用を行い、平成17年3月現在で約19haが開園している。

表-7 公園区域の区分と規模

区 域	区 分	面 積
国営公園の区域 (約 54ha)	特別史跡区域	約 22ha
	県史跡区域	約 28ha
	史跡指定外	約 4ha
県立公園の区域 (約 63ha)	史跡指定外	
計	約 117ha	

ii. 位置

- 本公園は、佐賀県神埼郡神埼町、三田川町、東背振村にまたがる背振山麓より佐賀平野に伸びた洪積世丘陵上にあり、佐賀市から東方約10km、福岡市より南方約30kmに位置する。周辺には、長崎自動車道、一般国道34号、385号、JR長崎本線、佐賀空港があり交通の便も良い。

iii. 基本方針とゾーニング

- 本公園は、吉野ヶ里遺跡を核とした約54haの国営公園区域とその周辺において遺跡の環境保全及び歴史公園の機能充実を図る約63haの県立公園区域を併せ総面積約117haを一体として整備を進めている。
- 基本理念として吉野ヶ里遺跡の保存を通じての本物へのこだわりと、適切な施設の復元やわかりやすい手触りの展示などの遺跡の活用を通じて、弥生時代を体感できる場を創出することとし、日本はもとより世界への情報発信の拠点とするため、基本テーマを「弥生人の声が聞こえる」とし、7つの基本方針のもと、区域内を4つのゾーンに分け、様々な公園施設を計画している。
- このうち、入口ゾーンは公園の東口に位置し、かつての環濠集落の入口につながる部分でサービスセンターや駐車場、管理事務所を配置し、来園者へのサービス提供や公園全体の管理機能を担うゾーンである。

- 環壕集落ゾーンは、環壕集落を中心とする主な遺構の集まるところで遺構の本格的な復元をはかり、吉野ヶ里遺跡が最盛期を迎える弥生時代後期の集落全体を復元するゾーンである。
- 古代の原ゾーンは、環壕集落の西側に位置し、弥生時代の水田や草地の風景を再現し、のびのびとしたオープンスペースのなかで古代の雰囲気を感じながら憩い楽しめるゾーンである。
- 古代の森ゾーンは、公園に北側に位置し背振山系から続く緑豊かな森の中新関が分布するところ、弥生時代の森の再現を図るとともに研修体験館などを整備し、森を通じて様々な学習や生活体験などを楽しめるゾーンである。

b. 核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全・活用手法

吉野ヶ里遺跡の保存と活用が公園整備の基本である。これに従って弥生時代の復元整備がおこなわれてきた。今後は、特別史跡として特に差別化されたものであることを特に意識して、その価値をいかすことを整備の視点とする。

整備の目標としては、史跡の価値を伝えるための説明や展示をさらに充実させる。また、弥生を体感する空間の整備とともにその演出に配慮する。加えて利用者が快適にすごせるように施設をととのえる。

公園の規模を生かすために、ゾーンごとの特色を鮮明にして、ゾーンごとに異なった公園体験ができるように施設を整備する必要がある。

i. 遺跡の保存方法：保存盛土

- 整備に当たっては、遺構面が傷つかないように、確認された遺構面より 30cm 以上の保存盛土を行う。
- 竪穴住居や掘立柱建物は、遺構面より 30cm 以上盛土した上に柱を建てて復元する。
- 環壕は、環壕遺構の底部より 50cm 以上盛土した上に往時の深さ、幅で復元する。
- 遺構面より 30cm 以上盛土した上に設置する。

ii. 遺跡の活用：復元整備対象時期と主な遺構

- 弥生時代後期後半（紀元 3 世紀頃）を整備対象時期とし、これまでの発掘調査成果をもとに復元整備を行う。

iii. 環壕集落の復元

- 復元整備にあたっては、考古学や民俗学、建築学などの幅広い分野の専門家に、個々の建物の機能や形状などについて検討していただき、当時の様子を推定復元している。
- 北内郭は、規則正しい二重の環壕に囲まれた空間であり、弥生時代の後期に当時の支配者層が祭祀儀礼や政事を行う場であったと考えられており、主祭殿・物見櫓・高床住居など 19 棟の建物を復元している。
- 南内郭は、吉野ヶ里の集落をはじめ周りのムラを治めていた王やリーダー層たちが住んでいた場所と考えられており、竪穴式建物 11 棟、物見櫓 4 棟など 20 棟の建物を復元している。

- 倉と市は、海外との交易品や日本各地の国々の特産品などが集まり、盛大な市が開かれたり、市で取引される品々が保管されていたと考えられる重要な場所と考えられており、竪穴式建物4棟、高床式倉庫や櫓など27棟の建物を復元している。

c. 周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策

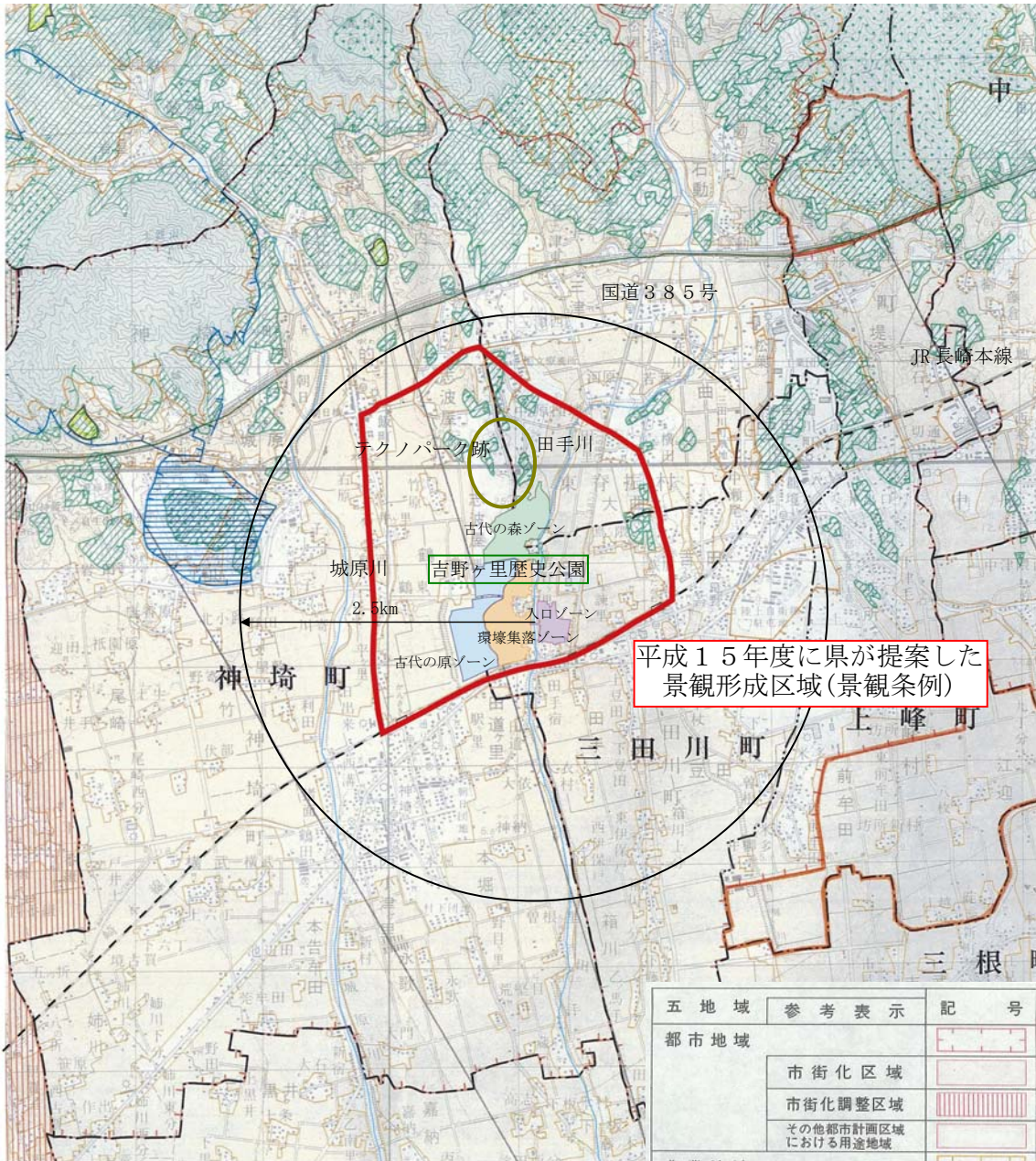
- 委員会において、本公園の価値を生かし地域の活性化に寄与するため、公園内の整備にとどまらず、周辺の景観との一体化が必要であることから、周辺景観のあるべき姿を提案していくべきだという指摘がなされた。
- 本公園周辺地域は、弥生から現在までの時間的蓄積を表現する我が国でも特異な地域であり、景観法の基本理念にある良好な景観と呼ぶにふさわしい地域でもある。そのため今後、地域価値の向上のための景観保全を目的として、景観法の運用を検討する必要がある。

i. 景観形成区域

- 本公園と一体となった弥生の景観を維持する区域を、景観形成地区として指定する必要がある。現在その検討を進めている。

ii. 河川景観

- 本公園周辺の田手川は、弥生らしさを感じさせる水辺景観を形成している。公園の入口ゾーンはすでに整備が行われ、今後上流の整備を計画している。ひきつづき弥生らしさを感じさせる自然的な河川整備を行う必要がある。



図一 1 1 景観形成区域提案図(国営吉野ヶ里歴史公園)

出典：佐賀県「土地利用基本計画図」

五 地 域	参 考 表 示	記 号
都 市 地 域	市 街 化 区 域	[Red outline]
	市 街 化 調 整 区 域	[Red hatched]
	そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	[Red dotted]
		[Red solid]
農 業 地 域	農 用 地 区 域	[Yellow outline]
		[Yellow solid]
森 林 地 域	国 有 林	[Green outline]
	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	[Green hatched]
	保 安 林	[Green dotted]
自 然 公 園 地 域	特 別 地 域	[Blue outline]
		[Blue solid]
自 然 保 全 地 域	特 別 地 区	[Blue outline]
		[Blue solid]

ウ) 国営沖縄記念公園（首里城公園）

a. 公園の概要

i. 経緯

- 国営沖縄記念公園は、全国 5 番目に事業化された口号国営公園である。沖縄国際海洋博覧会を記念し、その跡地に沖縄県の北部振興を目的として整備している「海洋博覧会地区」と、沖縄の復帰を記念し、貴重な歴史的文化遺産の復元を目的として整備している「首里城地区」の 2 地区からなっており、「首里城地区」の経緯は以下のとおりである。
- 昭和 61 年に「国営沖縄記念公園首里城地区」として首里城公園区域の約 4ha を整備することが閣議決定された。平成元年度に首里城正殿、平成 3 年度には広福門建築工事に着手し、平成 4 年 11 月 3 日に第 1 期開園区域（約 1.7ha）の供用を開始した。平成 9 年 9 月 1 日には歓会門、久慶門内側周辺の一部（約 0.1ha）を供用し、平成 15 年 10 月 4 日には京の内（約 0.7ha）を供用し、現在は都市計画決定面積約 4.7ha のうち約 2.5ha が供用されている。

ii. 位置

- 首里城地区は、沖縄県本島南部の那覇市に位置し、那覇国際空港から沖縄都市モノレール（愛称：ゆいレール）で首里駅間約 27 分、首里駅から首里城公園入口まで路線バスで約 5 分の距離にある。

iii. 整備の概要

- 首里城公園は、首里城跡地とその周辺の守礼門、円覚寺、玉陵、龍潭、県立博物館を含む面積 18ha の都市公園で、首里城城郭の内側約 4ha を国営沖縄記念公園首里城地区、その周辺地区葉 14ha を県営公園として整備している。
- 首里城公園の整備の基本理念、基本方針は下記のとおりである。

【基本理念】

- ① 貴重な国民文化遺産の回復
- ② 新たな県民文化の創出
- ③ 伝統技術の継承と発展
- ④ 歴史的風土探訪の場の形成

【基本方針】

- ① 県の「首里杜構想」との整合性及び歴史的風致に配慮した施設配置計画を行う。
- ② 歴史・文化の拠点として魅力度の高い施設整備を図る。
- ③ 将来に向かって沖縄の歴史・文化の拠点となるよう多様な活用を図る。
- ④ 文化遺産の観賞、見学、体験という観光形態の充実を目指す。

- 以上の基本理念、基本方針に基づき、昭和 61 年度より事業化され、復元整備を実施している。首里城地区の主な施設は、王の政務や様々な儀式が行われた条内で最も重要な建物で往事のとおり木造で復元した正殿、瑞泉門、漏刻門、広幅門等の門

類、祭祀儀礼が行われていた空間の京の内、特定公園施設として都市再生機構が施工した北殿、南殿、板書、奉神門、御庭がある。

b. 核となる歴史的・文化的資産等の積極的な保全・活用手法

i. 首里杜構想（「首里杜地区環境整備計画」）の進捗状況

- 首里杜構想においては、公共施設の整備計画として、①御嶽を重視した公園整備、②地域のコミュニティの場の形成のための樋川・共同井戸の利用、③地域のコミュニティの場としての公民館、広場の整備、④学校・保育施設のオープン化が提案されている。そのうち御嶽を重視した公園については、汀良公園、崎山公園、金城公園が整備され、特に崎山公園は公園内の御嶽や樋川、眺望景観を含め観光資源としての利用が今後期待できる。また、樋川・井戸については、文化財に指定されたものを中心に整備されつつある。
- 現存する文化財の他にも、首里城の復元を契機に石碑等の失われた文化財の復元整備も行われている。
- 金城町では、金城村屋が公民館兼休憩施設として建てられており、地域住民と観光客との交流機会の創出が今後課題といえる。

表－8 首里杜地区の指定文化財（首里杜地区の指定文化財に対応）

文化財名	文化財指定		分類	所在地
	指定	種別		
首里金城の大アカギ	国	天然記念物	名所・名勝	金城町 3 丁目
伊江殿内庭園	国	名勝	名所・名勝	当蔵町 2-22
ヒジ川橋	県	建造物	建築物（橋梁）	真地・崎山町
首里金城町石畳道	県	史跡・名勝	道	金城町 2 丁目
弁ヶ嶽	県	史跡	御嶽・拝所	鳥堀町 4 丁目
国学・首里聖廟石垣	県	史跡	建造物	当蔵町 1 丁目
内金城御嶽	市	有形民俗	御嶽・拝所	金城町 3-18・21
安谷川嶽	市	有形民俗	御嶽・拝所	当蔵町 1-28-4
旧御茶屋御殿石造獅子	市	有形民俗	建造物	崎山町 1-77-1
雨乞嶽	市	史跡	御嶽・拝所	崎山町 1-77
宝口樋川	市	史跡	井泉	儀保町 4-80
金城大樋川	市	史跡	井泉	金城町 2-8
仲之川	市	史跡	井泉	金城町 2-11
安谷川	市	史跡	井泉	大中町 1-61
寒水川樋川	市	史跡	井泉	寒川町 1-54・55
ヒジ川ビラ	市	史跡	道	崎山町 4 丁目
崎山御嶽	市	史跡	御嶽・拝所	崎山町 1-39
新垣ヌカー	市	史跡	井泉	金城町 2-39
上ヌ東門ガー	市	史跡	井泉	金城町 3-39
下ヌ東門ガー	市	史跡	井泉	金城町 3-60

文化財名	文化財指定		分類	所在地
	指定	種別		
潮汲川（ウスクガー）	市	史跡	井泉	金城町 2-50
加良川（取付道路含む）	市	史跡	井泉	儀保町 2-10-1 外
旧天界寺の井戸	市	史跡	井泉	金城町 1-2-9 外
美連嶽	市	史跡	御嶽・拝所	寒水川町 1-4-4、5

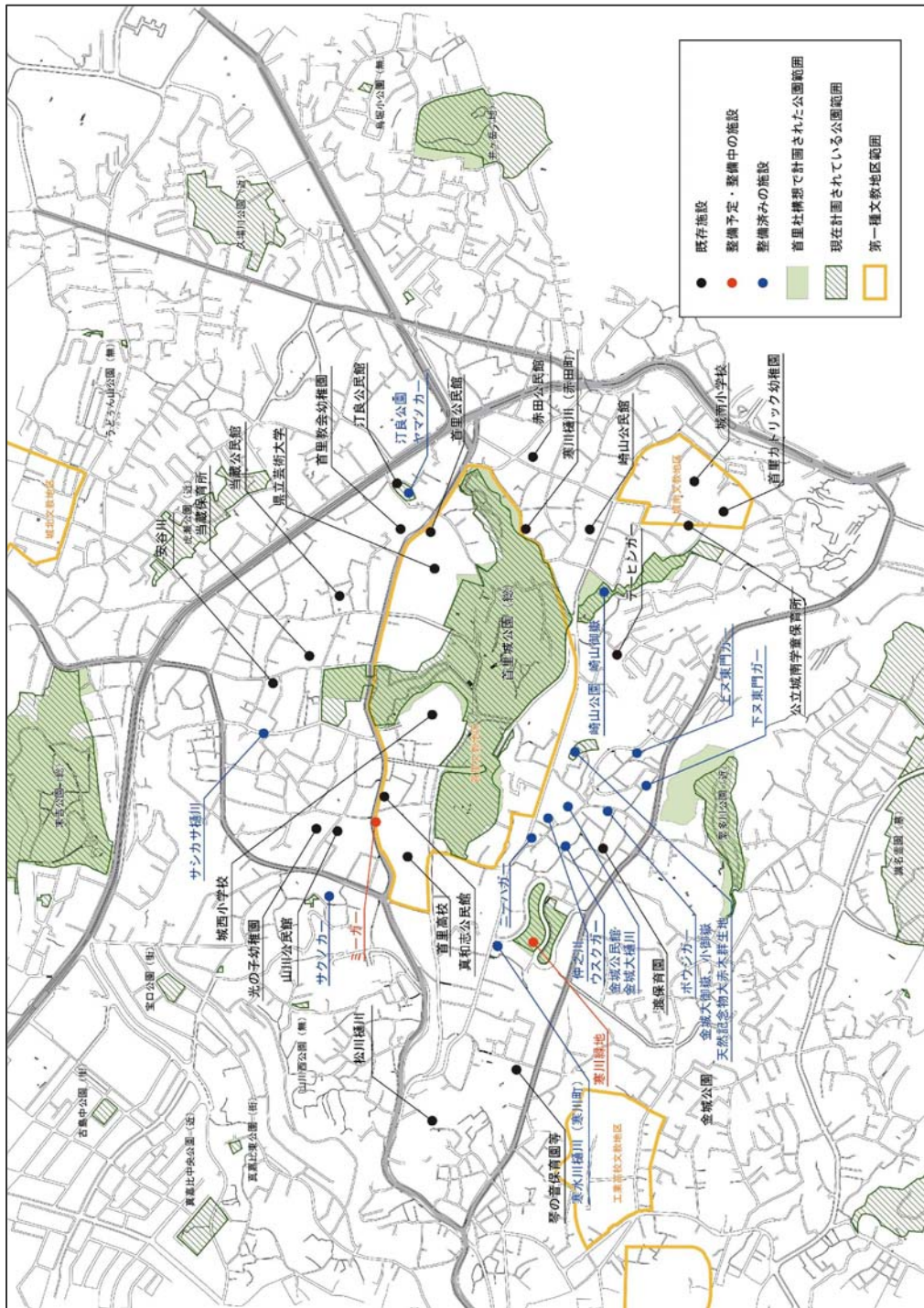


図-12 首里杜地区の指定文化財（首里杜構想）

c. 周辺地域の一体的な歴史的環境の保全・整備による良好な歴史的景観形成の総合的な推進方策

i. 歴史的風土の保全

- 歴史的風土の保全においては、①首里金城地区約 18ha における「伝統的建造物群保存地区」の指定、②首里台地の南斜面一帯約 63ha の風致地区指定及び宝口樋川、山川斜面の両地区への風致地区指定、緑地保全地区指定、③伝統的・文化的意義を有する緑地、首里杜という風致、景観を形成する緑地について 7 箇所の緑地保全地区の指定を提案している。
- 現在は、那覇市都市景観条例に基づき、首里金城地区都市景観形成地域と龍潭通り沿線地区都市景観地域の 2 箇所が指定されている。

ii. 首里地域のまちづくり方針

- 那覇市における都市計画においては、都市全体の構想だけではなく具体性のある地域別計画を策定して全体構想へ反映するとしている。首里地域のまちづくり方針としては、首里城を中心とする地域に残る数多くの歴史的・文化的遺産や地形・水系等の自然環境を活かしたまちづくりを進めると同時に、地域に根ざした伝統産業（泡盛、紅型など）の育成や新たな観光商業地区の形成に向けた環境整備を進め、歴史と文化の薫る首里のまちを目指すとしている。

iii. 周辺の景観形成

【那覇市都市景観条例】

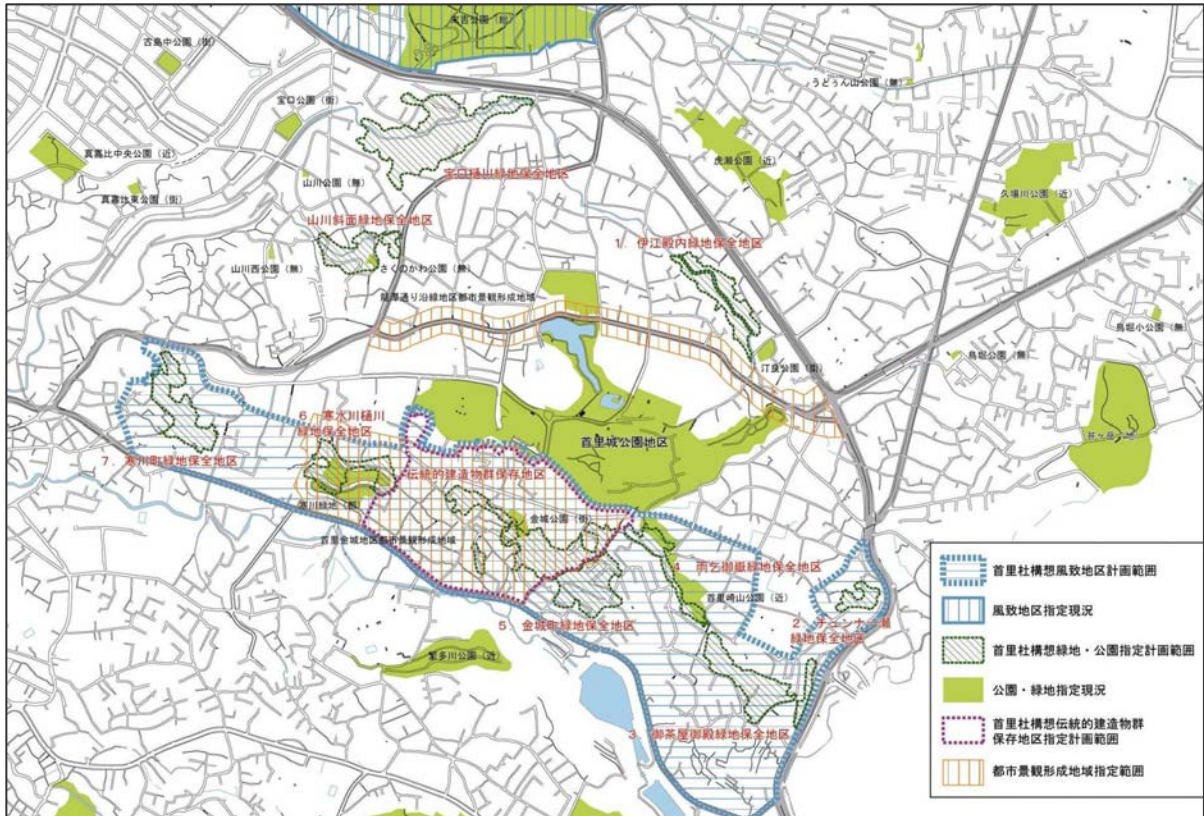
- 本条例は市街地の美観の形成、歴史性及び地域性豊かな景観の保存と再生、その他の都市景観の形成に関する必要な事項を定め、那覇の個性豊かな都市景観をまもり、そだて、つくる、ことを目的に昭和 60 年に制定されている。
- 首里城公園周辺の区域においては、都市景観形成地区として首里金城地区都市景観形成地域（首里金城町 1 丁目の一部地域・2 丁目・3 丁目、首里寒川町 1 丁目の一部地域）と龍潭通り沿線地区都市景観形成地域（首里山川交差点から鳥堀交差点まで（龍潭通り）の沿線地域）が指定されている。これらの地域において建築などを行う場合は事前に届出が必要であり、首里らしい歴史的な面影のある親密感と統一感をもたせるための景観形成基準が示されている。また、景観形成に著しく寄与すると認められる瓦・石積み工事については工事費の一部を助成するなどして、積極的な景観形成が図られている。
- 龍潭通り沿線地区については、龍潭線の拡幅整備と共に、池端側から先行して沿道建物の建て替え工事が進められている。

【首里シンボルロード】

- 1986 年度の「首里金城地区」、1987 年度の「壺屋地区」、1993 年度の「那覇シンボルロード沿線地区」に次ぐ都市景観形成地域指定に向けての調査業務として、1996 年度に「首里シンボルロード沿線地区の都市景観形成調査」が実施された。その中で首里城地区の街路の中でも歴史核である首里城への主要なアクセス幹線を首里シンボルロードと位置づけし、これらの街路においては沿道一体の歴史的環境

との調和を図りつつ、道と沿道空間とが一体となった歴史的街路景観を形成させていくとしている。

- 首里シンボルロードの位置づけが行なわれた後、2003年度に龍潭通り沿線の近隣商業地域（25m）の範囲が龍潭通りまちづくり協議会の同意を得て、龍潭通り沿線地区として都市景観形成地域として指定された。



図－1 3 歴史的風土の保全計画と現況（首里城公園）

② 文化的資産の保存及び活用を図っている都市公園事例

核となる国指定文化財（文化財建造物、史跡、名勝）を有する都市公園を対象に、文献調査及び実態調査結果により、保存及び活用事例について、代表的な取り組みを以下の通り整理した。

ア) 熊本城公園（公園管理者：熊本市）

熊本市では築城 400 年を記念し、「熊本城築城 400 年祭」（平成 19 年 1 月～平成 20 年 5 月）の開催を通じ、継続的に熊本の魅力を発信する事業として、また経済界、文化関係者等熊本の英知を結集し、広く市民参画を募り、熊本の新たな風物詩を創造する事業を展開している。

城郭全体を対象に復原。南大手門、飯田丸五階櫓等が復原完了した。



写－65 戌亥櫓（平成 15 年 8 月完成）



写－66 未申櫓（平成 15 年 8 月完成）

写－67 飯田丸五階櫓（平成 16 年 12 月）



図－14 本丸御殿復元予想図（平成20年4月より一般公開予定）

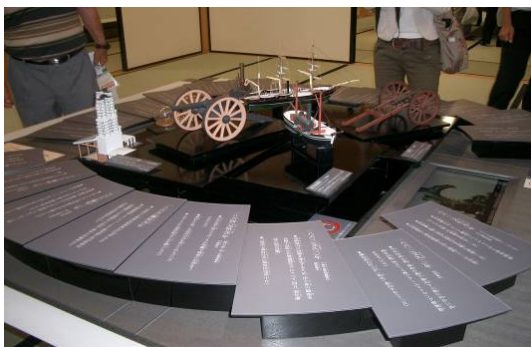
資料提供：熊本城総合事務所

イ）佐賀城公園（公園管理者：佐賀県）

佐賀市では佐賀県100年を記念し、仮称「歴史資料館」建設地として本丸跡地が決定し、文化財調査の結果、礎石などが良好に残されていることから、天保期の本丸御殿を復元した。平成16年より佐賀城本丸歴史館として公開している。



写－68 佐賀城本丸歴史館と共に観光拠点として活用



写－69 佐賀城本丸歴史館内の展示



写－70 歴史館周辺

ウ) 金沢城公園（公園管理者：石川県）

加賀百万石の城下町である金沢市では、特別名勝兼六園とあわせ、平成13年に金沢城公園が開園し、園内に復原された菱櫓等の歴史的建造物が金沢の新たなシンボルとなって、地域の活性化に貢献している。園内にある金沢城三十間長屋、金沢城石川門は、重要文化財（建造物）に指定されている。

菱櫓、五十間長屋、橋爪門続櫓を復元している。

- 金沢城と国指定特別名勝兼六園は、加賀百万石を代表する文化施設として、賑わいを創出している。
- 金沢市でも歴史的な寺社景観や堀、斜面緑地、街並みなどを独自条例で保全。
- 平成18年から金沢百万石祭りで城内入場を実施し城内でのイベントを実施したところ、交流人口が増加。

- 金沢市・百万石祭りの参加者

48万人（H13-17） → 58万人（H18-19）



写-71 百万石まつり城内イベント



写-72 百万石まつり大名行列



写－73 特別名勝 兼六園



写－74 五十間櫓・菱櫓（復原）

エ) 茶臼山古墳歴史の広場（公園管理者：柳井市）

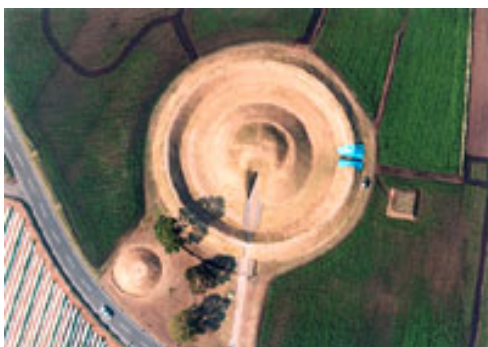
国指定史跡の茶臼山古墳の墳丘を復元・整備している。全長は90m、4世紀末から5世紀初めの築造。平成5年に鉄剣・鉄刀などが発見された。



写－75 茶臼山古墳(国指定史跡／柳井市)

オ) 特別史跡公園西都原古墳群（公園管理者：宮崎県、西都市）

国指定特別史跡の西都原古墳群の墳丘を復元・整備している。4世紀から7世紀の古墳群で、男狭穂塚、女狭穂塚を始め、309基の古墳及び地下式横穴墓が所在している。



写－76 西都原古墳群(特別史跡／西都市)

③ 文化的資産の保存・活用を図っている都市公園の実態調査

我が国固有の勝れた文化的資産の保存・活用を図っている都市公園について、アンケート調査を実施し以下の通り把握した。

ア) 調査対象

- 「日本の歴史公園 100 選」に選定された 255 公園。
- 吉野ヶ里歴史公園は設置者別にアンケート調査を実施した。

イ) 調査期間

- 平成 19 年 8 月 22 日～平成 19 年 9 月 11 日

ウ) 提出形式

- 調査票を電子メールにて返信

エ) 調査内容

- 調査内容は、以下の 5 項目である。
 - 当該公園の文化財指定状況
 - 当該公園の歴史的資産（価値）として主なもの
 - 園内の古墳、城趾、歴史的建造物について、過去 10 年程度の復原的整備の状況
 - 主な復原的整備の理由
 - 復原的整備した建築物の用途
 - 今後の復原的整備の意向

オ) 集計結果の概要

a. 回収状況

- 回収状況は、224 公園、回収率 87.8%であった。

表－9 回収状況

	公園数	%
回収済み	224	87.8%
未回収	31	12.2%

b. 当該公園における文化財指定等の状況

- 「世界遺産」に登録されている公園は、3 公園（1.3%）であった。
- 「国宝」または「重要文化財」を有する公園は、38 公園（17.0%）であった。
- 記念物の指定状況「特別史跡」または「史跡」に指定されている公園は、79 公園（33.9%）であった。
- 「特別名勝」または「名勝」に指定されている公園は、24 公園（10.7%）であった。

表－１０ 文化財指定等の状況（世界遺産及び国指定・国登録文化財）

		公園数	割合
世界遺産		3	1.3%
有形文化財 (建造物)	国宝	4	1.8%
	重要文化財	36	16.1%
	国登録有形文化財	8	3.6%
記念物	特別史跡	14	6.3%
	特別名勝	8	3.6%
	史跡	65	29.0%
	名勝	16	7.1%
	国登録記念物	4	1.8%

c. 当該公園の主な歴史的資産（価値）

- 当該公園の主な歴史的資産（価値）は、「城趾」（80公園、35.7%）、その他（56公園、25.0%）、庭園・名勝地（49公園、21.9%）の順であった。

表－１１ 当該公園の主な歴史的資産（価値）

	公園数	割合
古墳	18	8.0%
城趾	80	35.7%
庭園・名勝地	49	21.9%
明治以降の近代歴史遺産	39	17.4%
その他	56	25.0%

d. 園内の歴史的資産における復元的整備の状況

- 園内の古墳、城趾、歴史的建造物における過去10年程度の復元的整備の状況は、「復元的整備を実施」（86公園、38.4%）、「復原以外の整備を実施」（82公園、36.6%）、「特に整備なし」（76公園、33.9%）の順であった。
- このうち、「復元的整備」と「復原以外の整備」のいずれも実施した公園は、26公園（11.6%）であった。

表－１２ 園内の歴史的資産における復元的整備の状況

	公園数	割合
復元的整備を実施	86	38.4%
復原以外の整備を実施（園路広場等）	82	36.6%
特に整備なし（維持管理のみ）	76	33.9%

e. 主な復原的整備の理由

- 主な復原的整備の理由は、「文化財の調査・研究・普及啓発のため」（52 公園、60.5%）、「地域のシンボルとして」（37 公園、43.0%）、「観光振興のため」（31 公園、36.0%）の順であった。

表－13 主な復原的整備の理由

	公園数	割合
記念事業として	9	10.5%
地域のシンボルとして	37	43.0%
観光振興のため	31	36.0%
文化財の調査・研究・普及啓発のため	52	60.5%

注) 復原的整備を実施した公園のみ回答。割合は、復原的整備を実施した公園の内訳として示した。

f. 復原的整備を行った建築物の用途

- 復原的整備を行った建築物の用途で多かったものは、「特になし」（38 公園、44.2%）、「博物館・資料館」（25 公園、29.1%）、「体験学習施設」（19 公園、22.1%）の順であった。

表－14 復原的整備を行った建築物の用途

	公園数	割合
博物館・資料館	25	29.1%
休憩所	9	10.5%
体験学習施設	19	22.1%
ホテル・売店等	3	3.5%
特になし（外観のみ）	38	44.2%

注) 復原的整備を実施した公園のみ回答。割合は、復原的整備を実施した公園の内訳として示した。

g. 今後の復原的整備の意向

- 今後の復原的整備の意向は、「復原的整備を計画中」（36 公園、6.1%）であった。
- このうち、「復原的整備」と「復原以外の整備」のいずれも計画中の公園は、5 公園（2.2%）であった。

表－15 今後の復原的整備の意向

	公園数	割合
復原的整備を計画中	36	16.1%
復原以外の整備を計画中	91	40.6%